

(資料四)

令和三年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	1
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	2
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	2
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する 条例	3
都市計画法施行条例の一部を改正する条例	4
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4

令和3年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第139号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) クロスボウの所持の許可に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
クロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する許可	
ア 1 件のみ	6,800円
イ 2 件目以降	4,300円
新たにクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対する許可	
ア 1 件のみ	10,500円
イ 2 件目以降	6,700円

(2) クロスボウの取扱いに関する講習会の受講に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
経験者講習	3,000円
初心者講習	6,900円

(3) 国際競技に参加するために入国する外国人のクロスボウの所持の許可に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
ア 1 件のみ	3,900円
イ 2 件目以降	1,800円

(4) クロスボウの所持の許可の更新に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
新たな許可証の交付を伴う場合	

ア	1 件のみ	7,200円
イ	2 件目以降	4,800円
新たな許可証の交付を伴わない場合		
ア	1 件のみ	6,800円
イ	2 件目以降	4,400円

(5) クロスボウの射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の新設

区 分		手数料の額
ア	1 件のみ	9,300円
イ	2 件目以降	5,600円

(6) その他規定の整理

3 施行期日

令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

第140号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

貸金業者等による青少年に対する金銭の貸付け等の禁止に係る規定の整備

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第141号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を吉賀町に権限移譲すること。

- (1) 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証
- (2) 設立の認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知
- (3) 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し
- (4) 仮理事及び特別代理人の選任
- (5) 不正行為等の報告の受理
- (6) 役員の氏名等の変更の届出の受理
- (7) 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理
- (8) 事業報告書等の受理
- (9) 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施
- (10) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (11) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- (12) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (13) 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査囑託
- (14) 合併の認証
- (15) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (16) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付
- (17) 警察本部長の意見の聴取

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第142号議案

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路構造令の改正を踏まえ、県道の構造の技術的基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加すること。

(2) 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第143号議案

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、都市計画法に規定する市街化調整区域内の開発許可等の基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 市街化調整区域内の開発許可等の基準を緩和するために条例で定めている隣接・近接区域並びに大規模既存集落区域及び既存集落区域について、災害により被害を受ける危険性の高い区域を含めないこととすること。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第144号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しに伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定等に係る手数料の額の改定等

ア 計画の認定を受けようとする者

㍿ 新築しようとする一戸建ての住宅の場合

改正前	改正後
45,000円（適合証の提出がある場合にあっては6,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては16,000円）	45,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、12,000円）

イ) 新築しようとする共同住宅等の場合

区分	改正前	改正後
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	104,000円（適合証の提出がある場合にあっては12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円）を計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額	104,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	164,000円（適合証の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円）を認定申請数で除して得た額	164,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円）を認定申請数で除して得た額

床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円（適合証の提出がある場合にあっては30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円）を認定申請数で除して得た額	325,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	583,000円（適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円）を認定申請数で除して得た額	583,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、95,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円（適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円）を認定申請数で除して得た額	1,002,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、145,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円（適合証の提出がある場合にあって	1,825,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出

	は 155,000 円、 設計住宅性能評 価書の提出があ る場合にあつて は 786,000 円) を認定申請数で 除して得た額	がある場合に あつては、 242,000 円) を 認定申請数で除 して得た額
床面積の合計が20,000平方 メートルを超え30,000平方 メートル以内のもの	2,608,000円(適 合証の提出があ る場合にあつて は 191,000 円、 設計住宅性能評 価書の提出があ る場合にあつて は1,072,000円) を認定申請数で 除して得た額	2,608,000円(確 認書又は住宅性 能評価書の提出 がある場合に あつては、 306,000 円) を 認定申請数で除 して得た額
床面積の合計が30,000平方 メートルを超えるもの	3,195,000円(適 合証の提出があ る場合にあつて は 203,000 円、 設計住宅性能評 価書の提出があ る場合にあつて は1,297,000円) を認定申請数で 除して得た額	3,195,000円(確 認書又は住宅性 能評価書の提出 がある場合に あつては、 348,000 円) を 認定申請数で除 して得た額

(ウ) 増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合

改正前	改正後
67,000円(適合証の提出があ る場合にあつては、9,000円)	67,000円(確認書の提出があ る場合にあつては、18,000 円)

(エ) 増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（適合証の提出がある場合にあつては、18,000円）を認定申請数で除して得た額	157,000円（確認書の提出がある場合にあつては、33,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円（適合証の提出がある場合にあつては、32,000円）を認定申請数で除して得た額	248,000円（確認書の提出がある場合にあつては、53,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円（適合証の提出がある場合にあつては、45,000円）を認定申請数で除して得た額	489,000円（確認書の提出がある場合にあつては、89,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円（適合証の提出がある場合にあつては、84,000円）を認定申請数で除して得た額	875,000円（確認書の提出がある場合にあつては、142,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円（適合証の提出がある場合にあつては、144,000円）を認定申請数で除して得た額	1,505,000円（確認書の提出がある場合にあつては、217,000円）を認定申請数で除して得た額

	額	額
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円（適合証の提出がある場合にあっては、234,000円）を認定申請数で除して得た額	2,739,000円（確認書の提出がある場合にあっては、363,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円（適合証の提出がある場合にあっては、287,000円）を認定申請数で除して得た額	3,913,000円（確認書の提出がある場合にあっては、459,000円）を認定申請数で除して得た額
床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円（適合証の提出がある場合にあっては、306,000円）を認定申請数で除して得た額	4,793,000円（確認書の提出がある場合にあっては、521,000円）を認定申請数で除して得た額

イ 計画の変更の認定を受けようとする者

ア アのアの計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改正前	改正後
23,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円）	23,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円）

イ アのイの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	104,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円）を計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額	104,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	164,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円）を変更認定申請数で除して得た額	164,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	325,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては30,000	325,000円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合

		円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	にあっては、 59,000円)を 変更認定申請数で 除して得た額
変更に係る床面積の合計が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	583,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	583,000円(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 95,000円)を 変更認定申請数で 除して得た額	
変更に係る床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	1,002,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	1,002,000円(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、 145,000円)を 変更認定申請数で 除して得た額	
変更に係る床面積の合計が 10,000平方メートルを超え	1,825,000円(変更後の計画に係	1,825,000円(変更後の計画に係	

20,000平方メートル以内のもの	る適合証の提出がある場合にあっては155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、242,000円)を 変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円)を 変更認定申請数で除して得た額	2,608,000円(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、306,000円)を 変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,195,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円)	3,195,000円(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、348,000円)を 変更認定申請数で除して得た額

を変更認定申請
数で除して得た
額

(ウ) アの(ウ)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改正前	改正後
34,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）	34,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、9,000円）

(エ) アの(エ)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

区分	改正前	改正後
変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を変更認定申請数で除して得た額	157,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、33,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	248,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、32,000円）を変更認定申請数で除して得た額	248,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、53,000円）を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	489,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、	489,000円（変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、

		45,000円) を変更認定申請数で除して得た額	89,000円) を変更認定申請数で除して得た額
	変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	875,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合には、あつては、84,000円) を変更認定申請数で除して得た額	875,000円(変更後の計画に係る確認書の提出がある場合には、あつては、142,000円) を変更認定申請数で除して得た額
	変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,505,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合には、あつては、144,000円) を変更認定申請数で除して得た額	1,505,000円(変更後の計画に係る確認書の提出がある場合には、あつては、217,000円) を変更認定申請数で除して得た額
	変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,739,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合には、あつては、234,000円) を変更認定申請数で除して得た額	2,739,000円(変更後の計画に係る確認書の提出がある場合には、あつては、363,000円) を変更認定申請数で除して得た額
	変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合には、あつては、287,000円) を	3,913,000円(変更後の計画に係る確認書の提出がある場合には、あつては、459,000円) を

	変更認定申請数 で除して得た額	変更認定申請数 で除して得た額
変更に係る床面積の合計が 30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円（変 更後の計画に係 る適合証の提出 がある場合に あっては、 306,000円）を 変更認定申請数 で除して得た額	4,793,000円（変 更後の計画に係 る確認書の提出 がある場合に あっては、 521,000円）を 変更認定申請数 で除して得た額

- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第9条第3項の規定による計画の変更の認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
法第9条第3項の規定により計画の変更の認定を受けようとする者	3,000円

- (3) 容積率の特例の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
容積率の特例の許可を受けようとする者	161,000円

- (4) その他規定の整理

3 施行期日

令和4年2月20日から施行する。